

議案第142号

令和6年度 伊勢市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度 伊勢市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、345,249千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、57,634,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

1 歳 入

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		301,143	1,728	302,871
	1 議会費	301,143	1,728	302,871
2 総務費		4,817,094	50,689	4,867,783
	1 総務管理費	3,744,376	32,573	3,776,949
	2 徴税費	541,206	12,478	553,684
	3 戸籍住民基本台帳 費	349,932	3,957	353,889
	4 選挙費	109,185	278	109,463
	5 統計調査費	35,891	940	36,831
	6 監査委員費	36,504	463	36,967
3 民生費		23,795,949	65,443	23,861,392
	1 社会福祉費	8,614,290	10,353	8,624,643
	2 老人福祉費	4,787,105	4,950	4,792,055
	3 児童福祉費	8,088,280	45,987	8,134,267
	4 生活保護費	2,214,958	2,882	2,217,840
	5 人権政策費	68,780	971	69,751
	6 国民年金事務費	22,536	300	22,836
4 衛生費		5,332,350	119,176	5,451,526
	1 保健衛生費	3,144,849	114,139	3,258,988
	2 清掃費	2,187,501	5,037	2,192,538
6 農林水産業費		1,166,608	4,871	1,171,479
	1 農業費	802,831	3,862	806,693
	2 林業費	82,101	345	82,446
	3 水産業費	281,676	664	282,340
7 商工費		374,692	2,520	377,212
	1 商工費	374,692	2,520	377,212
8 観光費		523,501	4,795	528,296
	1 観光費	523,501	4,795	528,296
9 土木費		8,127,239	18,791	8,146,030
	1 土木管理費	392,714	5,821	398,535
	2 道路橋梁費	3,222,735	4,530	3,227,265

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	3 河川費	873, 116	3, 271	876, 387
	5 都市計画費	3, 187, 005	4, 049	3, 191, 054
	6 住宅費	411, 508	1, 120	412, 628
10 消防費		2, 379, 750	54, 264	2, 434, 014
	1 消防費	2, 379, 750	54, 264	2, 434, 014
11 教育費		4, 665, 946	22, 972	4, 688, 918
	1 教育総務費	1, 466, 441	8, 664	1, 475, 105
	3 中学校費	442, 185	1, 000	443, 185
	4 幼稚園費	145, 226	2, 658	147, 884
	5 社会教育費	811, 538	3, 315	814, 853
	6 保健体育費	1, 163, 800	7, 335	1, 171, 135
歳 出	合 計	57, 289, 696	345, 249	57, 634, 945

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費	301,143	1,728	302,871
2 総務費	4,817,094	50,689	4,867,783
3 民生費	23,795,949	65,443	23,861,392
4 衛生費	5,332,350	119,176	5,451,526
6 農林水産業費	1,166,608	4,871	1,171,479
7 商工費	374,692	2,520	377,212
8 観光費	523,501	4,795	528,296
9 土木費	8,127,239	18,791	8,146,030
10 消防費	2,379,750	54,264	2,434,014
11 教育費	4,665,946	22,972	4,688,918
歳 出 合 計	57,289,696	345,249	57,634,945

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				1,728
				50,689
				65,443
98	49			119,029
				4,871
				2,520
				4,795
				18,791
				54,264
				22,972
98	49			345,102

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	10,046,423	98	10,046,521
	2	国庫補助金	3,510,930	98	3,511,028
	3	衛生費国庫補助金	85,108	98	85,206
18		県支出金	4,301,057	49	4,301,106
	2	県補助金	1,363,795	49	1,363,844
	3	衛生費県補助金	52,645	49	52,694
21		繰入金	4,946,902	345,102	5,292,004
	1	基金繰入金	4,872,352	345,102	5,217,454
	1	財政調整基金繰入金	3,770,281	345,102	4,115,383

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費 補助金	98	1 出産・子育て応援交付金
1 保健衛生費 補助金	49	1 出産・子育て応援交付金
1 財政調整基 金繰入金	345,102	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
1			議会費	301,143	1,728	302,871		1,728
	1		議会費	301,143	1,728	302,871		1,728
		1	議会費	301,143	1,728	302,871		1,728

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	470	1 人件費支給事業	1,099
		(1) 一般職員人件費（議会費）	(1,099)
3 職員手当等	1,161		
		2 議員活動事業	629
4 共済費	97	(1) 議員報酬等経費	(629)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
2	1		総務費	4,817,094	50,689	4,867,783		50,689
			総務管理費	3,744,376	32,573	3,776,949		32,573
		1	一般管理費	1,753,149	30,809	1,783,958		30,809
	17		市民交流推進費	129,810	1,764	131,574		1,764
	2		徴税費	541,206	12,478	553,684		12,478
		1	税務総務費	425,413	12,478	437,891		12,478
	3		戸籍住民基本台帳費	349,932	3,957	353,889		3,957
		1	戸籍住民基本台帳費	349,932	3,957	353,889		3,957
	4		選挙費	109,185	278	109,463		278
		1	選挙管理委員会費	25,725	278	26,003		278
	5		統計調査費	35,891	940	36,831		940
		1	統計調査総務費	26,611	940	27,551		940
	6		監査委員費	36,504	463	36,967		463
		1	監査委員費	36,504	463	36,967		463

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	13,731	1 人件費支給事業 30,809 (1) 市長及び副市長人件費 (327)
3 職員手当等	14,977	(2) 一般職員人件費 (一般管理費) (30,482)
4 共済費	2,101	
2 給料	789	1 人件費支給事業 1,764 (1) 一般職員人件費 (市民交流推進費) (1,764)
3 職員手当等	852	
4 共済費	123	
2 給料	6,554	1 人件費支給事業 12,478 (1) 一般職員人件費 (税務総務費) (12,478)
3 職員手当等	5,121	
4 共済費	803	
2 給料	1,860	1 人件費支給事業 3,957 (1) 一般職員人件費 (戸籍住民基本台帳費) (3,957)
3 職員手当等	1,805	
4 共済費	292	
2 給料	106	1 人件費支給事業 278 (1) 一般職員人件費 (選挙管理委員会費) (278)
3 職員手当等	145	
4 共済費	27	
2 給料	490	1 人件費支給事業 940 (1) 一般職員人件費 (統計調査総務費) (940)
3 職員手当等	386	
4 共済費	64	
2 給料	161	1 人件費支給事業 463 (1) 一般職員人件費 (監査委員費) (463)
3 職員手当等	262	
4 共済費	40	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	23,795,949	65,443	23,861,392		65,443
	1	社会福祉費	8,614,290	10,353	8,624,643		10,353
	1	社会福祉総務費	2,942,329	10,353	2,952,682		10,353
	2	老人福祉費	4,787,105	4,950	4,792,055		4,950
	1	老人福祉推進費	4,787,105	4,950	4,792,055		4,950
	3	児童福祉費	8,088,280	45,987	8,134,267		45,987
	1	児童福祉総務費	1,172,284	4,050	1,176,334		4,050
	4	児童福祉施設費	1,669,750	38,017	1,707,767		38,017
	6	こども発達支援費	218,266	3,920	222,186		3,920
	4	生活保護費	2,214,958	2,882	2,217,840		2,882
	1	生活保護総務費	194,958	2,882	197,840		2,882
	5	人権政策費	68,780	971	69,751		971
	1	人権施策管理費	63,302	971	64,273		971
	6	国民年金事務費	22,536	300	22,836		300
	1	国民年金総務費	22,536	300	22,836		300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	4,940	1 人件費支給事業 10,353 (1) 一般職員人件費 (社会福祉総務費) (10,353)
3 職員手当等	4,697	
4 共済費	716	
27 繰出金	4,950	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 914 (1) 事務費繰出金 (914)
		2 介護保険特別会計繰出金 4,036 (1) 職員給与費等繰出金 (4,036)
2 給料	1,949	1 人件費支給事業 4,050 (1) 一般職員人件費 (児童福祉総務費) (4,050)
3 職員手当等	1,831	
4 共済費	270	
2 給料	21,924	1 人件費支給事業 38,017 (1) 一般職員人件費 (児童福祉施設費) (38,017)
3 職員手当等	13,701	
4 共済費	2,392	
2 給料	1,878	1 人件費支給事業 3,920 (1) 一般職員人件費 (こども発達支援費) (3,920)
3 職員手当等	1,766	
4 共済費	276	
2 給料	1,279	1 人件費支給事業 2,882 (1) 一般職員人件費 (生活保護総務費) (2,882)
3 職員手当等	1,379	
4 共済費	224	
2 給料	561	1 人件費支給事業 971 (1) 一般職員人件費 (人権施策管理費) (971)
3 職員手当等	347	
4 共済費	63	
2 給料	96	1 人件費支給事業 300 (1) 一般職員人件費 (国民年金総務費) (300)
3 職員手当等	180	
4 共済費	24	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4	1	衛生費	5,332,350	119,176	5,451,526	147	119,029
		保健衛生費	3,144,849	114,139	3,258,988	147	113,992
		1 保健衛生総務費	609,535	2,007	611,542		2,007
		2 保健センター費	1,246,075	111,305	1,357,380		111,305
	5	母子保健推進費	255,174	827	256,001	国庫支出金	680
						98 県支出金 49	
	2	清掃費	2,187,501	5,037	2,192,538		5,037
		1 清掃総務費	1,210,794	1,604	1,212,398		1,604
	3	じん芥処理費	957,289	3,433	960,722		3,433

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	839	1 人件費支給事業 2,007 (1) 一般職員人件費 (保健衛生総務費) (2,007)
3 職員手当等	1,010	
4 共済費	158	
2 給料	2,074	1 人件費支給事業 4,305 (1) 一般職員人件費 (保健センター費) (4,305)
3 職員手当等	1,918	
4 共済費	313	2 病院事業会計繰出金 107,000 (1) 病院事業会計繰出金 (107,000)
27 繰出金	107,000	
2 給料	526	1 子育て世代包括支援事業 593 (1) 妊娠出産支援事業 (174) (2) 出産・子育て応援事業 (419)
3 職員手当等	301	
		2 子育て支援事業 234 (1) 新生児等訪問指導事業 (234)
2 給料	719	1 人件費支給事業 1,604 (1) 一般職員人件費 (清掃総務費) (1,604)
3 職員手当等	768	
4 共済費	117	
2 給料	1,693	1 人件費支給事業 3,433 (1) 一般職員人件費 (じん芥処理費) (3,433)
3 職員手当等	1,490	
4 共済費	250	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
6	1		農林水産業費	1,166,608	4,871	1,171,479		4,871
			農業費	802,831	3,862	806,693		3,862
		1	農業委員会費	57,162	586	57,748		586
		2	農業総務費	107,883	3,276	111,159		3,276
	2		林業費	82,101	345	82,446		345
		1	林業総務費	5,722	345	6,067		345
	3		水産業費	281,676	664	282,340		664
		1	水産総務費	23,540	664	24,204		664

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	199	1 人件費支給事業 586
3 職員手当等	335	(1) 一般職員人件費（農業委員会費） (586)
4 共済費	52	
2 給料	1,583	1 人件費支給事業 3,276
3 職員手当等	1,480	(1) 一般職員人件費（農業総務費） (3,276)
4 共済費	213	
2 給料	198	1 人件費支給事業 345
3 職員手当等	127	(1) 一般職員人件費（林業総務費） (345)
4 共済費	20	
2 給料	337	1 人件費支給事業 664
3 職員手当等	279	(1) 一般職員人件費（水産総務費） (664)
4 共済費	48	

(款)	7	商工費
(項)	1	商工費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
7	1		商工費	374,692	2,520	377,212		2,520
			商工費	374,692	2,520	377,212		2,520
		1	商工総務費	147,753	2,520	150,273		2,520

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	1,332	1 人件費支給事業 2,520 (1) 一般職員人件費（商工総務費） (2,520)
3 職員手当等	1,023	
4 共済費	165	

(款)	8	観光費
(項)	1	観光費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
8	1		観光費	523,501	4,795	528,296		4,795
			観光費	523,501	4,795	528,296		4,795
		1	観光総務費	326,224	4,795	331,019		4,795

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	2,296	1 人件費支給事業 4,795 (1) 一般職員人件費（観光総務費） (4,795)
3 職員手当等	2,184	
4 共済費	315	

(款) 9 土木費
(項) 1 土木管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
9	1		土木費	8,127,239	18,791	8,146,030		18,791
			土木管理費	392,714	5,821	398,535		5,821
		1	土木総務費	392,714	5,821	398,535		5,821
	2		道路橋梁費	3,222,735	4,530	3,227,265		4,530
		1	道路橋梁総務費	162,325	4,530	166,855		4,530
	3		河川費	873,116	3,271	876,387		3,271
		1	河川総務費	61,214	3,271	64,485		3,271
	5		都市計画費	3,187,005	4,049	3,191,054		4,049
		1	都市計画総務費	2,195,079	4,049	2,199,128		4,049
	6		住宅費	411,508	1,120	412,628		1,120
		1	住宅管理費	252,053	1,120	253,173		1,120

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	2,681	1 人件費支給事業 5,821 (1) 一般職員人件費（土木総務費） (5,821)
3 職員手当等	2,674	
4 共済費	466	
2 給料	2,394	1 人件費支給事業 4,530 (1) 一般職員人件費（道路橋梁総務費） (4,530)
3 職員手当等	1,841	
4 共済費	295	
2 給料	1,880	1 人件費支給事業 3,271 (1) 一般職員人件費（河川総務費） (3,271)
3 職員手当等	1,191	
4 共済費	200	
2 給料	2,182	1 人件費支給事業 4,049 (1) 一般職員人件費（都市計画総務費） (4,049)
3 職員手当等	1,597	
4 共済費	270	
2 給料	485	1 人件費支給事業 1,120 (1) 一般職員人件費（住宅管理費） (1,120)
3 職員手当等	547	
4 共済費	88	

(款) 10 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
10	1		消防費	2,379,750	54,264	2,434,014		54,264
			消防費	2,379,750	54,264	2,434,014		54,264
		1	常備消防費	1,911,560	53,714	1,965,274		53,714
		5	災害対策費	273,649	550	274,199		550

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	26,891	1 人件費支給事業	53,714
3 職員手当等	23,465	(1) 消防職員人件費	(53,714)
4 共済費	3,358		
3 職員手当等	550	1 防災対策事業	550
		(1) 災害対策本部設置経費	(550)

(款) 11 教育費

(項) 1 教育総務費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
11			教育費	4,665,946	22,972	4,688,918		22,972
	1		教育総務費	1,466,441	8,664	1,475,105		8,664
		2	事務局費	481,186	7,557	488,743		7,557
		4	教育研究所費	456,612	825	457,437		825
		5	人権教育費	30,247	282	30,529		282
	3		中学校費	442,185	1,000	443,185		1,000
		1	中学校管理費	369,119	1,000	370,119		1,000
	4		幼稚園費	145,226	2,658	147,884		2,658
		1	幼稚園費	145,226	2,658	147,884		2,658
	5		社会教育費	811,538	3,315	814,853		3,315
		1	社会教育総務費	146,567	3,182	149,749		3,182
		5	図書館費	266,621	133	266,754		133
	6		保健体育費	1,163,800	7,335	1,171,135		7,335
		1	保健体育総務費	137,257	2,406	139,663		2,406
		3	学校給食費	659,500	4,929	664,429		4,929

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	3,437	1 人件費支給事業 7,557
3 職員手当等	3,579	(1) 教育長給 (87)
4 共済費	541	(2) 一般職員人件費（事務局費） (7,470)
2 給料	305	1 人件費支給事業 825
3 職員手当等	443	(1) 一般職員人件費（教育研究所費） (825)
4 共済費	77	
2 給料	101	1 人件費支給事業 282
3 職員手当等	155	(1) 一般職員人件費（人権教育費） (282)
4 共済費	26	
2 給料	388	1 教育職員人件費支給事業 1,000
3 職員手当等	513	(1) 教育職員人件費（中学校管理費） (1,000)
4 共済費	99	
2 給料	1,363	1 教育職員人件費支給事業 2,658
3 職員手当等	1,115	(1) 教育職員人件費（幼稚園費） (2,658)
4 共済費	180	
2 給料	1,509	1 人件費支給事業 3,182
3 職員手当等	1,464	(1) 一般職員人件費（社会教育総務費） (3,182)
4 共済費	209	
2 給料	54	1 子ども読書推進事業 133
3 職員手当等	68	(1) 子ども読書推進事業 (133)
4 共済費	11	
2 給料	1,125	1 人件費支給事業 2,406
3 職員手当等	1,129	(1) 一般職員人件費（保健体育総務費） (2,406)
4 共済費	152	
2 給料	2,786	1 教育職員人件費支給事業 4,929
3 職員手当等	1,809	(1) 教育職員人件費（学校給食費） (4,929)
4 共済費	334	

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	退職手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	4		38,928	66	17,910 (4.60)	12,804	69,708	9,804	79,512	
	議 員	23	125,742			43,380 (3.45)		169,122	36,391	205,513	
	その他の 特 別 職	2,291	141,147					141,147	451	141,598	
	計	2,318	266,889	38,928	66	61,290	12,804	379,977	46,646	426,623	
補正前	長 等	4		38,928	66	17,519 (4.50)	12,804	69,317	9,781	79,098	
	議 員	23	125,742			42,751 (3.40)		168,493	36,391	204,884	
	その他の 特 別 職	2,291	141,147					141,147	451	141,598	
	計	2,318	266,889	38,928	66	60,270	12,804	378,957	46,623	425,580	
比 較	長 等	0		0	0	391	0	391	23	414	
	議 員	0	0			629		629	0	629	
	その他の 特 別 職	0	0					0	0	0	
	計	0	0	0	0	1,020	0	1,020	23	1,043	

2 一般職

(1)総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(982) 1,029	1,617,197	4,013,882	3,044,715	8,675,794	1,573,309	10,249,103	
補 正 前	(982) 1,029	1,617,197	3,897,717	2,944,070	8,458,984	1,557,863	10,016,847	
比 較	(0) 0	0	116,165	100,645	216,810	15,446	232,256	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	地域手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日給 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)
	補 正 後	2,888	1,883,220	351,873	65,400	30,184	86,394
	補 正 前	2,708	1,802,855	337,077	62,368	28,785	85,521
	比 較	180	80,365	14,796	3,032	1,399	873

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(45) 1,008		3,976,785	2,793,171	6,769,956	1,279,961	8,049,917	
補 正 前	(45) 1,008		3,860,620	2,692,526	6,553,146	1,264,515	7,817,661	
比 較	(0) 0		116,165	100,645	216,810	15,446	232,256	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	地域手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日給 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)
	補 正 後	2,888	1,635,695	349,126	65,400	30,184	86,394
	補 正 前	2,708	1,555,330	334,330	62,368	28,785	85,521
	比 較	180	80,365	14,796	3,032	1,399	873

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	116,165	給与改定に伴う増減分	116,165		・令和6年度 平均改定率 3.06% ・給与改定の実施時期 令和6年4月1日
職員手当	100,645	給与改定に伴う増減分	100,645		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職	消防職	特定業務等従事 任期付職員	技能労務職
令和6年11月1日現在	平均給料月額(円)	324,430	305,137	219,500	293,790
	平均年齢(歳、月)	43.0	38.7	51.6	50.0
令和6年2月1日現在	平均給料月額(円)	318,697	298,061	216,200	290,826
	平均年齢(歳、月)	43.0	39.4	49.8	52.0

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	消防職 (円)	特定業務等従事 任期付職員 (円)	技能労務職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補 正 後	高 校 卒	201,000	213,600	219,500	199,000	188,000
	大 学 卒	225,600	234,400	219,500	—	220,000
補 正 前	高 校 卒	176,100	187,300	216,200	173,700	166,600
	大 学 卒	202,400	213,200	216,200	—	196,200

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
補正前	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50	有	
国の制度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第143号

令和6年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和6年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3,777千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,695,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
5	2		繰入金	1,301,806	1,640	1,303,446
			基金繰入金	400,000	1,640	401,640
		1	財政調整基金繰入金	400,000	1,640	401,640
6	1		繰越金	11,751	2,137	13,888
			繰越金	11,751	2,137	13,888
		1	繰越金	11,751	2,137	13,888

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	1,640	1 財政調整基金繰入金
1 前年度繰越金	2,137	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
1			総務費	178,429	3,237	181,666		3,237
	1		総務管理費	167,181	3,237	170,418		3,237
		1	一般管理費	135,813	3,237	139,050		3,237
4			保健事業費	180,429	540	180,969		540
	1		特定健康診査等 事業費	156,707	540	157,247		540
		1	特定健康診査等 事業費	156,707	540	157,247		540

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	1,802	1 人件費支給事業 3,237
3 職員手当等	1,242	(1) 一般職員人件費（一般管理費） (3,237)
4 共済費	193	
2 給料	300	1 特定保健指導事業費 540
3 職員手当等	204	(1) 特定保健指導事業費 (540)
4 共済費	36	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1)総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(17) 14	23,647	51,017	32,775	107,439	19,773	127,212	
補 正 前	(17) 14	23,647	48,915	31,329	103,891	19,544	123,435	
比 較	(0) 0	0	2,102	1,446	3,548	229	3,777	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	24,235	5,742
	補 正 前	23,056	5,475
	比 較	1,179	267

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 14		51,017	28,468	79,485	15,907	95,392	
補 正 前	(0) 14		48,915	27,022	75,937	15,678	91,615	
比 較	(0) 0		2,102	1,446	3,548	229	3,777	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	19,928	5,742
	補 正 前	18,749	5,475
	比 較	1,179	267

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	2,102	給与改定に伴う増減分	2,102	・令和6年度 平均改定率 4.36% ・給与改定の実施時期 令和6年4月1日
職員手当	1,446	給与改定に伴う増減分	1,446	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和6年11月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	304,314
	平 均 年 齢 (歳、月)	37.8
令和6年2月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	304,714
	平 均 年 齢 (歳、月)	40.0

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補 正 後	高 校 卒	201,000	188,000
	大 学 卒	225,600	220,000
補 正 前	高 校 卒	176,100	166,600
	大 学 卒	202,400	196,200

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本年度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50		
前年度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第144号

令和6年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、914千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,790,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	2,176,571	914	2,177,485
歳入合計	3,789,727	914	3,790,641

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	63,249	914	64,163
歳 出 合 計	3,789,727	914	3,790,641

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				914
				914

2 歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
2			繰入金	2,176,571	914	2,177,485
	1		一般会計繰入金	2,176,571	914	2,177,485
		1	一般会計繰入金	2,176,571	914	2,177,485

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	914	1 市事務費繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
1			総務費	63,249	914	64,163		914
	1		総務管理費	57,066	914	57,980		914
		1	一般管理費	57,066	914	57,980		914

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	407	1 人件費支給事業	914
3 職員手当等	439	(1) 一般職員人件費（一般管理費）	(914)
4 共済費	68		

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1)総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 6	6,517	21,004	12,653	40,174	8,082	48,256	
補 正 前	(3) 6	6,517	20,597	12,214	39,328	8,014	47,342	
比 較	(0) 0	0	407	439	846	68	914	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	9,279	2,195
	補 正 前	8,932	2,103
	比 較	347	92

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 5		18,805	10,933	29,738	6,248	35,986	
補 正 前	(0) 5		18,398	10,494	28,892	6,180	35,072	
比 較	(0) 0		407	439	846	68	914	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	7,802	1,982
	補 正 前	7,455	1,890
	比 較	347	92

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	407	給与改定に伴う増減分	407	・令和6年度 平均改定率 2.46% ・給与改定の実施時期 令和6年4月1日
職員手当	439	給与改定に伴う増減分	439	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和6年11月1日現在	平均給料月額(円)	339,520
	平均年齢(歳、月)	43.2
令和6年2月1日現在	平均給料月額(円)	327,050
	平均年齢(歳、月)	44.3

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補正後	高 校 卒	201,000	188,000
	大 学 卒	225,600	220,000
補正前	高 校 卒	176,100	166,600
	大 学 卒	202,400	196,200

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50		
国の制度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第145号

令和6年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4,036千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,292,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	2,823,759	4,036	2,827,795
歳入合計	15,288,719	4,036	15,292,755

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	296,356	4,036	300,392
歳 出 合 計	15,288,719	4,036	15,292,755

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				4,036
				4,036

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
6			繰入金	2,823,759	4,036	2,827,795
	1		一般会計繰入金	2,354,591	4,036	2,358,627
		2	その他一般会計繰入金	290,677	4,036	294,713

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 職員給与費 等繰入金	4,036	1 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
1			総務費	296,356	4,036	300,392		4,036
	1		総務管理費	220,503	4,036	224,539		4,036
		1	一般管理費	218,964	4,036	223,000		4,036

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	2,282	1 人件費支給事業 4,036 (1) 一般職員人件費（一般管理費） (4,036)
3 職員手当等	1,499	
4 共済費	255	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1)総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(39) 15	72,410	51,045	42,803	166,258	29,376	195,634	
補 正 前	(39) 15	72,410	48,763	41,304	162,477	29,121	191,598	
比 較	(0) 0	0	2,282	1,499	3,781	255	4,036	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	34,924	3,971
	補 正 前	33,607	3,789
	比 較	1,317	182

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 14		50,516	28,632	79,148	15,856	95,004	
補 正 前	(0) 14		48,234	27,133	75,367	15,601	90,968	
比 較	(0) 0		2,282	1,499	3,781	255	4,036	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	20,821	3,917
	補 正 前	19,504	3,735
	比 較	1,317	182

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	2,282	給与改定に伴う増減分	2,282	・令和6年度 平均改定率 4.80% ・給与改定の実施時期 令和6年4月1日
職員手当	1,499	給与改定に伴う増減分	1,499	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和6年11月1日現在	平均給料月額(円)	301,071
	平均年齢(歳、月)	37.2
令和6年2月1日現在	平均給料月額(円)	299,193
	平均年齢(歳、月)	38.7

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補正後	高 校 卒	201,000	188,000
	大 学 卒	225,600	220,000
補正前	高 校 卒	176,100	166,600
	大 学 卒	202,400	196,200

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50		
国の制度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第146号

令和6年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第3号）

令和6年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、971千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、558,405千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	10	971	981
歳入合計	557,434	971	558,405

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業費	557,433	971	558,404
歳 出 合 計	557,434	971	558,405

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			971	
			971	

2 歳 入

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
3			繰越金	10	971	981
	1		繰越金	10	971	981
		1	繰越金	10	971	981

(観光交通対策特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	971	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 観光交通対策事業費
(項) 1 管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
1			観光交通対策事業費	557,433	971	558,404	971	
	1		管理費	557,433	971	558,404	971	
		1	管理費	557,433	971	558,404	その他 971	

(観光交通対策特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	541	1 人件費支給事業 971 (1) 一般職員人件費（管理費） (971)
3 職員手当等	371	
4 共済費	59	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 3	2,201	10,563	7,108	19,872	3,829	23,701	
補 正 前	(1) 3	2,201	10,022	6,737	18,960	3,770	22,730	
比 較	(0) 0	0	541	371	912	59	971	

() は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	4,730	1,466
	補 正 前	4,427	1,398
	比 較	303	68

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 3		10,563	6,710	17,273	3,473	20,746	
補 正 前	(0) 3		10,022	6,339	16,361	3,414	19,775	
比 較	(0) 0		541	371	912	59	971	

() は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	4,332	1,466
	補 正 前	4,029	1,398
	比 較	303	68

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	541	給与改定に伴う増減分	541	・令和6年度 平均改定率 5.47% ・給与改定の実施時期 令和6年4月1
職員手当	371	給与改定に伴う増減分	371	

() は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(3) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和6年11月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	292,400
	平 均 年 齢 (歳、月)	34.2
令和6年2月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	312,533
	平 均 年 齢 (歳、月)	39.1

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補 正 後	高 校 卒	201,000	188,000
	大 学 卒	225,600	220,000
補 正 前	高 校 卒	176,100	166,600
	大 学 卒	202,400	196,200

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50		
補正前	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60		

() は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第147号

令和6年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収 入				
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,374,832	107,000	8,481,832
第3項	医業外収益	1,052,593	107,000	1,159,593

（単位：千円）

支 出				
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,826,128	143,453	8,969,581
第1項	医業費用	8,422,576	142,408	8,564,984
第2項	健診費用	227,296	1,045	228,341

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
（1）職	員給与費	4,564,671	143,453	4,708,124

令和6年12月10日 提出

伊勢市長 鈴木健一

令和 6 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

収益の収入及び支出

(単位：千円)

収			入			
款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1. 病院事業 収 益			8,374,832	107,000	8,481,832	
	3. 医業外収益		1,052,593	107,000	1,159,593	
		2. 他 会 計 負 担 金	487,835	107,000	594,835	一般会計繰入金

(単位：千円)

支			出			
款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1. 病院事業 費 用			8,826,128	143,453	8,969,581	
	1. 医業費用		8,422,576	142,408	8,564,984	
		1. 給 与 費	4,437,470	142,408	4,579,878	給 料 55,145 手 当 等 52,519 法定福利費 9,042 退職給付費 25,702
	2. 健診費用		227,296	1,045	228,341	
		1. 給 与 費	147,946	1,045	148,991	給 料 424 手 当 等 516 法定福利費 105

令和6年度 伊勢市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△634,731
減価償却費	857,727
長期貸付金免除額	27,179
退職給付引当金の増加額	131,296
賞与引当金の増加額	27,365
法定福利費引当金の増加額	5,713
貸倒引当金の増加額	156
長期前受金戻入額	△385,154
支払利息	59,836
固定資産除却費	3,000
未収金の減少額	150,542
未払金の増加額	42,988
たな卸資産の増加額	△386
その他流動負債の減少額	△1,970
小 計	283,561
利息の支払額	△59,836
業務活動によるキャッシュ・フロー	223,725

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△284,149
有形固定資産の売却による収入	1,619
長期貸付金による支出	△25,380
長期貸付金の返還による収入	1,792
基金繰入金による収入	25,380
基金積立金による減少額	△22,192
一般会計からの繰入金による収入	240,162
寄附金による収入	3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 59,768

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入による収入	1,000,000
一時借入の償還による支出	△1,000,000
建設改良企業債による収入	240,000
建設改良企業債の償還による支出	△460,764
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 220,764

資金減少額 △56,807

資金期首残高 1,532,729

資金期末残高 1,475,922

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数 （ 人 ）		給 与 費				法定福利費 （千円）	災害補償費 （千円）	合 計 （千円）
	特別職	一 般 職	報 酬 （千円）	給 料 （千円）	手 当 （千円）	計 （千円）			
補 正 後	1	(178) 432	598, 178	1, 681, 385	1, 787, 765	4, 067, 328	639, 796	1, 000	4, 708, 124
補 正 前	1	(178) 432	598, 178	1, 625, 816	1, 709, 028	3, 933, 022	630, 649	1, 000	4, 564, 671
比 較	0	(0) 0	0	55, 569	78, 737	134, 306	9, 147	0	143, 453

（ ）は、外書きで短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員）を表す

手当の内訳	区 分	地域手当 （千円）	扶養手当 （千円）	通勤手当 （千円）	住居手当 （千円）	期 末 及 び 勤 勉 手 当 （千円）	時間外勤務手当 （千円）
	補 正 後	52,718	37,992	26,951	28,634	757,486	216,416
	補 正 前	51,478	37,992	26,951	28,634	709,285	213,434
	比 較	1,240	0	0	0	48,201	2,982
	区 分	夜間勤務手当 （千円）	管理職手当 （千円）	管 理 職 員 特別勤務手当 （千円）	宿日直手当 （千円）	特殊勤務手当 （千円）	退職給付費 （千円）
	補 正 後	34,525	17,151	655	14,847	403,984	196,406
	補 正 前	33,913	17,151	655	14,847	403,984	170,704
	比 較	612	0	0	0	0	25,702

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 （ 人 ）		給 与 費			法定福利費 （千円）	災害補償費 （千円）	合 計 （千円）
	特別職	一 般 職	給 料 （千円）	手 当 （千円）	計 （千円）			
補 正 後	1	(6) 421	1,650,918	1,724,612	3,375,530	574,549	1,000	3,951,079
補 正 前	1	(6) 421	1,595,349	1,645,875	3,241,224	565,402	1,000	3,807,626
比 較	0	(0) 0	55,569	78,737	134,306	9,147	0	143,453

（ ）は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

手当の内訳	区 分	地域手当 （千円）	扶養手当 （千円）	通勤手当 （千円）	住居手当 （千円）	期 末 及 び 勤 勉 手 当 （千円）	時間外勤務手当 （千円）
	補 正 後	52,718	37,992	26,025	28,634	710,179	214,581
	補 正 前	51,478	37,992	26,025	28,634	661,978	211,599
	比 較	1,240	0	0	0	48,201	2,982
	区 分	夜間勤務手当 （千円）	管理職手当 （千円）	管 理 職 員 特別勤務手当 （千円）	宿日直手当 （千円）	特殊勤務手当 （千円）	退職給付費 （千円）
	補 正 後	32,611	17,151	655	14,847	399,048	190,171
	補 正 前	31,999	17,151	655	14,847	399,048	164,469
	比 較	612	0	0	0	0	25,702

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 （ 人 ）		給 与 費				法定福利費	合 計
			報 酬	給 料	手 当	計		
	特別職	一 般 職	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）		
補 正 後	0	(172) 11	598, 178	30, 467	63, 153	691, 798	65, 247	757, 045
補 正 前	0	(172) 11	598, 178	30, 467	63, 153	691, 798	65, 247	757, 045
比 較	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0

（ ）は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

手当の 内 訳	区 分	通勤手当 （千円）	期末手当 （千円）	時間外勤務手当 （千円）	夜間勤務手当 （千円）	特殊勤務手当 （千円）	退職給付費 （千円）
	補 正 後	926	47,307	1,835	1,914	4,936	6,235
	補 正 前	926	47,307	1,835	1,914	4,936	6,235
	比 較	0	0	0	0	0	0

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 （千円）	増 減 事 由 別 内 訳 （千円）		説 明	備 考
給料	55,569	給与改定に伴う増加分	55,569		・令和6年度 給料の改定率 3.37% ・給与改定の実施時期 令和6年4月1日
手当	78,737	給与改定に伴う増加分	78,737		

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		医師	医療技術員	看護師	准看護師	事務員	労務員
令和6年 11月1日 現 在	平均給料月額（円）	475,908	311,138	301,886	283,325	315,922	208,603
	平均年齢（歳、月）	41.11	39.8	39.7	60.5	42.2	46.5
令和6年 2月1日 現 在	平均給料月額（円）	474,693	305,992	293,971	265,932	317,531	201,888
	平均年齢（歳、月）	43.3	39.6	39.11	61.1	44.6	54.4

イ 初任給

区 分		医 師	医 療 技 術 員	看 護 師	准 看 護 師	事 務 員	労 務 員
市 の 制 度	高 校 卒（円）				養成所卒207,400	201,000	220,900
	短 大 卒（円）		2卒 220,000 3卒 230,000	2卒 225,600 3卒 230,000			
	大 学 卒（円）	博士修了366,200 6卒 341,500	4卒 236,000 6卒 254,300	236,000		225,600	
国 の 制 度	高 校 卒（円）				養成所卒207,700	188,000	211,000
	短 大 卒（円）		2卒 208,300 3卒 220,500	2卒 240,600 3卒 249,400			
	大 学 卒（円）	博士修了366,200 6卒 291,400	4卒 227,400 6卒 244,400	253,100		総合職230,000 一般職220,000	

ウ 級別職員数

区 分	級	医 師		医 療 技 術 員		看 護 師		准 看 護 師		事 務 員		労 務 員	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年 11月1日 現 在	1級	18	34.0			3	1.3			2	7.7		
	2級	4	7.5	(1) 33	(100.0) 35.5	(1) 102	(100.0) 43.2	(1)	(100.0)	(1) 6	(100.0) 23.1	(1) 1	(100.0) 100.0
	3級	5	9.4	34	36.5	85	36.0	3	100.0	6	23.1		
	4級	18	34.0	17	18.3	25	10.6			6	23.1		
	5級	8	15.1	4	4.3	17	7.2			1	3.8		
	6級			4	4.3	2	0.9			4	15.4		
	7級			1	1.1	1	0.4						
	8級					1	0.4			1	3.8		
	9級												
	計	53	100.0	(1) 93	(100.0) 100.0	(1) 236	(100.0) 100.0	(1) 3	(100.0) 100.0	(1) 26	(100.0) 100.0	(1) 1	(100.0) 100.0
令和6年 2月1日 現 在	1級	14	25.9			9	3.8						
	2級	7	13.0	34	36.9	(2) 101	(100.0) 42.3	(2) 1	(100.0) 25.0	(1) 5	(50.0) 20.0	(1) 3	(100.0) 100.0
	3級	6	11.1	33	35.8	84	35.1	3	75.0	6	24.0		
	4級	21	38.9	17	18.5	27	11.3			(1) 9	(50.0) 36.0		
	5級	6	11.1	3	3.3	14	5.9						
	6級			3	3.3	2	0.8			4	16.0		
	7級			2	2.2	1	0.4						
	8級					1	0.4			1	4.0		
	9級												
	計	54	100.0	92	100.0	(2) 239	(100.0) 100.0	(2) 4	(100.0) 100.0	(2) 25	(100.0) 100.0	(1) 3	(100.0) 100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
医 療 職	医 員	医 長	診療各科の部長 診療各科の 副 部 長	診療各科の部長 診療各科の 副 部 長	院 長 副 院 長 医 療 部 長 救急センター長 健診センター長 医療技術部長 薬 剤 部 長			
一 般 職	職 員	職 員	主 事 員 主 職	係 長 主任看護師	副 薬 局 長 室 長 補 佐 課 長 補 佐 看 護 師 長	薬 局 長 室 長 課 長 看護副部長	次 参 事	部 長
技 能 労 務 職	技能労務職員	技能労務職員	技能労務職員	副 主 任	係 主 任			

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置
	6 月 (月分)	12 月 (月分)		
補 正 後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.4) 4.6	有
補 正 前	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.5	有
一般会計の制度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.4) 4.6	有

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和6年度 伊勢市病院事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		1,570,960	
ロ. 建物	12,588,712		
減価償却累計額	<u>△ 2,104,468</u>	10,484,244	
ハ. 構築物	1,530,515		
減価償却累計額	<u>△ 327,799</u>	1,202,716	
ニ. 器械備品	5,729,413		
減価償却累計額	<u>△ 4,592,699</u>	1,136,714	
ホ. 車両	8,810		
減価償却累計額	<u>△ 7,431</u>	1,379	
有形固定資産合計			14,396,013

(2) 無形固定資産

イ. 電話加入権	3,563		
無形固定資産合計			3,563

(3) 投資その他の資産

イ. 長期貸付金	304,507		
ロ. 基金	<u>185,887</u>		
投資その他の資産合計			<u>490,394</u>

固定資産合計 14,889,970

2. 流動資産

(1) 現金預金		1,475,922	
(2) 未収金	1,036,337		
貸倒引当金	<u>△ 96,262</u>	940,075	
(3) 貯蔵品		<u>86,316</u>	

流動資産合計 2,502,313

資産合計 17,392,283

負 債 の 部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ. 建設改良等企業債	9,735,406	
企業債合計	9,735,406	9,735,406

(2) 引当金

イ. 退職給付引当金	1,988,184	
引当金合計	1,988,184	1,988,184

固定負債合計		11,723,590
--------	--	------------

4. 流動負債

(1) 企業債

イ. 建設改良等企業債	507,933	
企業債合計	507,933	507,933

(2) 未払金		606,362
---------	--	---------

(3) 引当金

イ. 賞与引当金	242,213	
ロ. 法定福利費引当金	48,335	
引当金合計	290,548	290,548

(4) その他流動負債		1,000
-------------	--	-------

流動負債合計		1,405,843
--------	--	-----------

5. 繰延収益

長期前受金	4,450,378	
収益化累計額	△ 3,146,508	

繰延収益合計		1,303,870
--------	--	-----------

負債合計		14,433,303
------	--	------------

資 本 の 部

6. 資本金			4,254,000
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ. 受贈財産評価額	140,189		
ロ. 他会計補助金	89,846		
ハ. 工事負担金	53,395		
ニ. 寄附金	86,046		
ホ. 他会計負担金	651,592		
資本剰余金合計		1,021,068	
(2) 欠損金			
イ. 当年度未処理欠損金	2,316,088		
欠損金合計		2,316,088	
剰余金合計			△ 1,295,020
資本合計			2,958,980
負債資本合計			17,392,283

注記

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
 - 建物 8年～47年
 - 構築物 15年～50年
 - 器械備品 3年～15年
 - 車両 6年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している（なお、他会計が負担すると見込まれる金額41,261,921円を除く）。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定キャッシュフロー計算書に関する注記

当事業年度において重要な非資金取引は予定していない。

III 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は4,097,335千円である。

IV その他

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当として 65,110千円を支給するために、退職給付引当金 65,110千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当として730,121千円を支給するために、賞与引当金 214,848千円を使用し、これに伴う法定福利費として 120,811千円を支出するために、法定福利費引当金 42,622千円を使用する。

議案第148号

令和6年度伊勢市水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和6年度伊勢市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度伊勢市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	710,860 千円	1,708 千円	712,568 千円
ウ 老朽管更新事業	499,434 千円	351 千円	499,785 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	2,591,160	7,106	2,598,266
第1項 営業費用	2,452,975	7,106	2,460,081

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,293,971 千円」を「1,296,030 千円」に改める。

(単位 千円)

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	2,089,311	2,059	2,091,370
第1項 建設改良費	1,677,824	2,059	1,679,883

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	288,933	9,165	298,098

令和6年12月10日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

令和6年度伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益の収入及び支出

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用	2,591,160	7,106	2,598,266	
1 営業費用	2,452,975	7,106	2,460,081	
1 原水費	881,141	608	881,749	職員給与費
2 配水及び給水費	393,558	4,439	397,997	職員給与費
3 受託工事費	10,394	100	10,494	職員給与費
4 総係費	219,774	1,959	221,733	職員給与費

資本の収入及び支出

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出	2,089,311	2,059	2,091,370	
1 建設改良費	1,677,824	2,059	1,679,883	
2 配水及び給水施設費	710,860	1,708	712,568	職員給与費
3 老朽管更新事業費	499,434	351	499,785	職員給与費

令和6年度 伊勢市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	60,982
減価償却費	892,688
退職給付引当金の減少額	△6,204
賞与引当金の増加額	1,255
法定福利費引当金の増加額	188
貸倒引当金の増加額	1,030
特別修繕引当金の増加額	15,524
長期前受金戻入額	△252,664
受取利息	△1,678
支払利息	74,329
固定資産除却損	55,000
未収金の減少額	12,642
未払金の減少額	△41,228
たな卸資産の増加額	△15,650
預り金の減少額	△4,450
小計	791,764
利息の受取額	1,678
利息の支払額	△74,329
業務活動によるキャッシュ・フロー	719,113

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△1,886,215
県補助金による収入	54,825
一般会計からの繰入金による収入	45,440
工事負担金による収入	49,766
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,736,184

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	736,000
建設改良企業債の償還による支出	△411,487
一般会計からの出資による収入	179,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	504,013

資金減少額	△513,058
資金期首残高	2,566,245
資金期末残高	2,053,187

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(8) 33	140,170	114,492	254,662	43,436	298,098
補正前	(8) 33	135,765	110,443	246,208	42,725	288,933
比較	(0) 0	4,405	4,049	8,454	711	9,165

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手当の内訳	区 分	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	55,953	22,490	22,895
	補正前	52,298	22,121	22,870
	比較	3,655	369	25

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(4) 33	132,472	112,568	245,040	41,824	286,864
補正前	(4) 33	128,067	108,519	236,586	41,113	277,699
比較	(0) 0	4,405	4,049	8,454	711	9,165

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

手当の内訳	区 分	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	54,349	22,436	22,895
	補正前	50,694	22,067	22,870
	比較	3,655	369	25

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備 考
給 料	4,405	給与改定に伴う増減分	4,405		・令和6年度 給料の改定率 3.61% ・給与改定の実施時期 令和6年4月1日
手 当	4,049	給与改定に伴う増減分	4,049		

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職	技能労務職
令和6年11月1日現在	平均給料月額(円)	324,306	267,295
	平均年齢(歳、月)	44.4	43.11
令和6年2月1日現在	平均給料月額(円)	322,404	250,207
	平均年齢(歳、月)	45.3	43.9

(2) 初任給

区分		一般行政職(円)	技能労務職(円)	一般会計の制度	
				一般行政職(円)	技能労務職(円)
補正後	高校卒	201,000	199,000	201,000	199,000
	大学卒	225,600	—	225,600	—
補正前	高校卒	176,100	173,700	176,100	173,700
	大学卒	202,400	—	202,400	—

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.175)	(1.225)	(2.40)	有	
	2.25	2.35	4.60		
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.25	4.50		
一般会計の制度	(1.175)	(1.225)	(2.40)	有	
	2.25	2.35	4.60		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和6年度 伊勢市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		1,416,434	
ロ 建物	796,598		
減価償却累計額	<u>△ 580,699</u>	215,899	
ハ 構築物	42,661,786		
減価償却累計額	<u>△ 18,790,970</u>	23,870,816	
ニ 機械及び装置	3,528,319		
減価償却累計額	<u>△ 2,494,084</u>	1,034,235	
ホ 車両運搬具	59,860		
減価償却累計額	<u>△ 54,266</u>	5,594	
ヘ 工具、器具及び備品	62,831		
減価償却累計額	<u>△ 53,473</u>	9,358	
ト 建設仮勘定		<u>521,525</u>	
有形固定資産合計			27,073,861

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		36,904	
ロ ソフトウェア		<u>1,568</u>	
無形固定資産合計			38,472

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券		<u>200,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>200,000</u>

固定資産合計

27,312,333

2 流動資産

(1) 現金預金		2,053,187	
(2) 未収金	320,003		
貸倒引当金	<u>△ 85,888</u>	234,115	
(3) 貯蔵品		<u>53,292</u>	

流動資産合計

2,340,594

資 産 合 計

29,652,927

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等企業債	5,388,688	
企業債合計		5,388,688

(2) 引当金

イ 退職給付引当金	210,576	
ロ 特別修繕引当金	187,424	
引当金合計		398,000

固定負債合計		5,786,688
---------------	--	-----------

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等企業債	405,844	
企業債合計		405,844

(2) 未払金		632,877
---------	--	---------

(3) 預り金		1,000
---------	--	-------

(4) 引当金

イ 賞与引当金	18,771	
ロ 法定福利費引当金	3,632	
引当金合計		22,403

流動負債合計		1,062,124
---------------	--	-----------

5 繰延収益

長期前受金		12,300,417
-------	--	------------

収益化累計額		△ 7,003,250
--------	--	-------------

繰延収益合計		5,297,167
---------------	--	-----------

負債合計		<u>12,145,979</u>
-------------	--	-------------------

資 本 の 部

6 資本金			17,176,049
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	23,129		
資本剰余金合計		23,129	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	307,770		
利益剰余金合計		307,770	
剰余金合計			330,899
資 本 合 計			17,506,948
負 債 資 本 合 計			29,652,927

注記

I 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

機械及び装置（旧小俣町取得分）及び取替資産以外の全資産 定額法

機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法

取替資産 取替法

・主な耐用年数

建物 7年～50年

構築物 10年～60年

機械及び装置 6年～20年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

施設利用権 55年

ソフトウェア 5年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 特別修繕引当金

施設等に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

(5) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は230,790千円である。

III その他

1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、退職手当として18,773千円を支給及び他会計退職手当負担金として8,084千円を支出するため、退職給付引当金20,599千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として54,690千円を支給するため、賞与引当金16,553千円を使用し、これに伴う法定福利費として、10,578千円を支出するため、法定福利費引当金3,266千円を使用する。

3 貸倒引当金の取崩し

当年度において、水道料金に係る債権1,350千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金1,250千円を使用する。

議案第149号

令和6年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 污水管渠敷設事業	2,400,324 千円	3,104 千円	2,403,428 千円
キ ポンプ場更新事業	620,711 千円	548 千円	621,259 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	3,878,746	4,759	3,883,505
第1項 営業費用	3,400,605	4,759	3,405,364

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,623,197 千円」を「1,626,849 千円」に改める。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	6,154,204	3,652	6,157,856
第1項 建設改良費	4,274,983	3,652	4,278,635

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	304,303	8,411	312,714

令和6年12月10日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

令和6年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用	3,878,746	4,759	3,883,505	
1 営業費用	3,400,605	4,759	3,405,364	
1 污水管渠費	86,582	991	87,573	職員給与費
5 処理場費	89,355	179	89,534	職員給与費
6 普及促進費	51,129	967	52,096	職員給与費
7 業務費	120,492	1,075	121,567	職員給与費
8 総係費	101,789	1,547	103,336	職員給与費

資本的收入及び支出

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出	6,154,204	3,652	6,157,856	
1 建設改良費	4,274,983	3,652	4,278,635	
2 流域関連公共下水道 単独事業費	588,824	3,104	591,928	職員給与費
1 3 ポンプ場更新単独 事業費	120,711	548	121,259	職員給与費

令和6年度 伊勢市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	9,631
減価償却費	1,949,535
退職給付引当金の増加額	18,167
賞与引当金の増加額	885
法定福利費引当金の増加額	143
貸倒引当金の減少額	△ 919
長期前受金戻入額	△ 945,310
支払利息	462,666
固定資産除却損	21,049
未収金の増加額	△ 21,369
未払金の減少額	△ 187,089
預り金の減少額	△ 5,496
小計	1,301,893
利息の支払額	△ 462,666
業務活動によるキャッシュ・フロー	839,227

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 5,020,788
無形固定資産の取得による支出	△ 210,609
国庫補助金による収入	1,431,707
一般会計からの繰入金による収入	250,929
工事負担金による収入	26,350
受益者負担金による収入	90,990
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,431,421

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	3,497,700
建設改良企業債の償還による支出	△ 1,877,721
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,619,979

資金減少額	△ 972,215
資金期首残高	2,110,211
資金期末残高	1,137,996

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(7) 36	153,910	110,865	264,775	47,939	312,714
補正前	(7) 36	149,918	107,123	257,041	47,262	304,303
比較	(0) 0	3,992	3,742	7,734	677	8,411

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手当の内訳	区 分	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	61,958	10,761	22,751
	補正前	58,481	10,529	22,718
	比較	3,477	232	33

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	36	140,089	107,272	247,361	45,044	292,405
補正前	36	136,097	103,530	239,627	44,367	283,994
比較	0	3,992	3,742	7,734	677	8,411

手当の内訳	区 分	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	59,122	10,638	22,751
	補正前	55,645	10,406	22,718
	比較	3,477	232	33

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	3,992	給与改定に伴う増減分	3,992		・令和6年度 給料の改定率 2.90% ・給与改定の実施時期 令和6年4月1日
手 当	3,742	給与改定に伴う増減分	3,742		

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職	技能労務職
令和6年11月1日現在	平均給料月額(円)	333,565	309,080
	平均年齢(歳、月)	43.0	44.1
令和6年2月1日現在	平均給料月額(円)	328,423	335,680
	平均年齢(歳、月)	43.1	51.6

(2) 初任給

区 分		一般行政職(円)	技能労務職(円)	一般会計の制度	
				一般行政職(円)	技能労務職(円)
補正後	高校卒	201,000	199,000	201,000	199,000
	大学卒	225,600	—	225,600	—
補正前	高校卒	176,100	173,700	176,100	173,700
	大学卒	202,400	—	202,400	—

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50		
一般会計の制度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和6年度 伊勢市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 汚水有形固定資産

イ 土地		375,855
ロ 建物	312,091	
減価償却累計額	<u>△211,003</u>	101,088
ハ 構築物	70,754,089	
減価償却累計額	<u>△17,211,945</u>	53,542,144
ニ 機械及び装置	1,807,628	
減価償却累計額	<u>△1,114,770</u>	692,858
ホ 車両運搬具	10,589	
減価償却累計額	<u>△6,701</u>	3,888
ヘ 工具、器具及び備品	23,983	
減価償却累計額	<u>△19,436</u>	4,547
ト 建設仮勘定		<u>859,440</u>
汚水有形固定資産合計		55,579,820

(2) 雨水有形固定資産

イ 土地		1,026,092
ロ 建物	2,935,767	
減価償却累計額	<u>△1,031,357</u>	1,904,410
ハ 構築物	7,333,728	
減価償却累計額	<u>△2,485,840</u>	4,847,888
ニ 機械及び装置	7,357,391	
減価償却累計額	<u>△3,384,956</u>	3,972,435
ホ 工具、器具及び備品	3,771	
減価償却累計額	<u>△3,583</u>	188
ヘ 建設仮勘定		<u>235,809</u>
雨水有形固定資産合計		11,986,822

(3) 汚水無形固定資産

イ 流域下水道施設利用権		8,434,104
ロ 電話加入権		75
ハ ソフトウェア		<u>943</u>
汚水無形固定資産合計		<u>8,435,122</u>

固定資産合計

76,001,764

2	流動資産		
(1)	現金預金		1,137,996
(2)	未収金	429,079	
	貸倒引当金	<u>△8,583</u>	<u>420,496</u>
	流動資産合計		<u>1,558,492</u>
	資 産 合 計		<u>77,560,256</u>
	負 債 の 部		
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良等企業債	<u>34,151,954</u>	
	企業債合計		34,151,954
(2)	引当金		
イ	退職給付引当金	<u>299,258</u>	
	引当金合計		<u>299,258</u>
	固定負債合計		34,451,212
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良等企業債	<u>1,910,906</u>	
	企業債合計		1,910,906
(2)	未払金		986,833
(3)	預り金		1,000
(4)	引当金		
イ	賞与引当金	21,660	
ロ	法定福利費引当金	<u>4,218</u>	
	引当金合計		<u>25,878</u>
	流動負債合計		2,924,617
5	繰延収益		
	長期前受金		45,269,300
	収益化累計額	<u>△14,339,968</u>	
	繰延収益合計		<u>30,929,332</u>
	負 債 合 計		<u>68,305,161</u>

資 本 の 部		
6 資本金		8,470,727
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	146,474	
ロ 他会計負担金	282,198	
ハ 周辺環境整備事業負担金	53,565	
ニ 補助金	216,649	
ホ その他資本剰余金	<u>75,851</u>	
資本剰余金合計		774,737
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>9,631</u>	
利益剰余金合計		<u>9,631</u>
剰余金合計		<u>784,368</u>
資 本 合 計		<u>9,255,095</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>77,560,256</u></u>

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

機械及び装置（旧小俣町取得分）以外の全資産 定額法

機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法

・主な耐用年数

建物 15 年～ 50 年

構築物 5 年～ 50 年

機械及び装置 5 年～ 35 年

車両運搬具 4 年

工具、器具及び備品 4 年～ 15 年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

流域下水道施設利用権 50 年

ソフトウェア 5 年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。なお、他会計が負担すると見込まれる部分を除いた金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（1 2 月から 3 月までの 4 か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は31,809,416千円である。

III セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

伊勢市下水道事業会計は、汚水事業及び雨水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、汚水事業及び雨水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
汚水事業	下水道認可区域内の汚水の排除
雨水事業	下水道認可区域内の雨水の排除

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位 千円）

	汚水事業	雨水事業	共通	合計
営業収益	1,081,657	351,326	0	1,432,983
営業費用	2,676,970	625,478	0	3,302,448
営業損益	△1,595,313	△274,152	0	△1,869,465
経常損益	9,631	0	0	9,631
セグメント資産	64,243,378	11,986,822	1,330,056	77,560,256
セグメント負債	57,273,359	11,031,802	0	68,305,161
その他の項目				
他会計繰入金	1,374,083	404,988	0	1,779,071
減価償却費	1,487,329	462,206	0	1,949,535
特別利益	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0
うち減損損失	0	0	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,124,944	1,106,453	0	5,231,397

IV その他

1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、他会計退職手当負担金として1,601千円を支出するため、退職給付引当金1,601千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として61,068千円を支給するため、賞与引当金20,049千円を使用し、これに伴う法定福利費として11,706千円を支出するため、法定福利費引当金3,959千円を使用する。

3 貸倒引当金の取崩し

当年度において、下水道使用料及び下水道受益者負担金に係る債権2,060千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金1,990千円を使用する。

令和6年度 12月補正予算の概要（その3）

（単位：千円）

1 一般会計補正予算（第8号）

補正状況	
補正前の予算額	57,289,696
補正予算額	345,249
計	57,634,945

2 一般会計補正予算編成内容

(1) 人事院勧告に準拠した給与改定による職員人件費等の調整

（特別会計への繰出金の調整を含む） **345,249**

給与改定分

給料表平均改定率	+3.0%
期末手当支給率	+0.05月
勤勉手当支給率	+0.05月

(2) 歳入 **345,249**

国庫支出金	98
県支出金	49
繰入金	345,102

3 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

補正状況	
補正前の予算額	12,691,616
補正予算額	3,777
計	12,695,393

人事院勧告に準拠した給与改定による職員人件費の調整。

4 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

補正状況	
補正前の予算額	3,789,727
補正予算額	914
計	3,790,641

人事院勧告に準拠した給与改定による職員人件費の調整。

5 介護保険特別会計補正予算（第3号）

補正状況

補正前の予算額	15,288,719
補正予算額	4,036
計	15,292,755

人事院勧告に準拠した給与改定による職員人件費の調整。

6 観光交通対策特別会計補正予算（第3号）

補正状況

補正前の予算額	557,434
補正予算額	971
計	558,405

人事院勧告に準拠した給与改定による職員人件費の調整。

7 病院事業会計補正予算（第1号）

補正状況

【収益的収入】

既決予定額	8,374,832
補正予定額	107,000
計	8,481,832

【収益的支出】

既決予定額	8,826,128
補正予定額	143,453
計	8,969,581

人事院勧告に準拠した給与改定による職員人件費の調整。

8 水道事業会計補正予算（第3号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額	2,591,160
補正予定額	7,106
計	2,598,266

【資本的支出】

既決予定額	2,089,311
-------	-----------

補正予定額	2,059
-------	-------

計	2,091,370
---	-----------

人事院勧告に準拠した給与改定による職員人件費の調整。

9 下水道事業会計補正予算（第2号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額	3,878,746
-------	-----------

補正予定額	4,759
-------	-------

計	3,883,505
---	-----------

【資本的支出】

既決予定額	6,154,204
-------	-----------

補正予定額	3,652
-------	-------

計	6,157,856
---	-----------

人事院勧告に準拠した給与改定による職員人件費の調整。

議案第150号

令和6年度 伊勢市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度 伊勢市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、473,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、58,108,345千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	10,046,521	473,400	10,519,921
歳入合計	57,634,945	473,400	58,108,345

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費	23,861,392	473,400	24,334,792
歳 出 合 計	57,634,945	473,400	58,108,345

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
473,400				
473,400				

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
17			国庫支出金	10,046,521	473,400	10,519,921
	2		国庫補助金	3,511,028	473,400	3,984,428
		1	総務費国庫補助金	1,423,048	473,400	1,896,448

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 補助金	473,400	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
3	1		民生費	23,861,392	473,400	24,334,792	473,400	
			社会福祉費	8,624,643	473,400	9,098,043	473,400	
		1	社会福祉総務費	2,952,682	473,400	3,426,082	国庫支出金 473,400	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	545	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 473,400 (1) 住民税非課税世帯支援給付金事業 (473,400)
3 職員手当等	420	
4 共済費	86	
8 旅費	23	
10 需用費	869	
11 役務費	5,327	
12 委託料	5,130	
18 負担金、補助及び交付金	461,000	

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(982) 1,029	1,617,742	4,013,882	3,045,135	8,676,759	1,573,395	10,250,154	
補 正 前	(982) 1,029	1,617,197	4,013,882	3,044,715	8,675,794	1,573,309	10,249,103	
比 較	(0) 0	545	0	420	965	86	1,051	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	352,293
	補 正 前	351,873
	比 較	420

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(45) 1,008		3,976,785	2,793,591	6,770,376	1,279,961	8,050,337	
補 正 前	(45) 1,008		3,976,785	2,793,171	6,769,956	1,279,961	8,049,917	
比 較	(0) 0		0	420	420	0	420	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	349,546
	補 正 前	349,126
	比 較	420

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(937) 21	1,617,742	37,097	251,544	1,906,383	293,434	2,199,817	
補 正 前	(937) 21	1,617,197	37,097	251,544	1,905,838	293,348	2,199,186	
比 較	(0) 0	545	0	0	545	86	631	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	420	その他の増減分		420	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和6年度 12月補正予算の概要（その4）

（単位：千円）

1 一般会計補正予算（第9号）

補正状況	
補正前の予算額	57,634,945
補正予算額	473,400
計	58,108,345

2 一般会計補正予算編成内容

継続する物価高による負担増を踏まえ、特に影響を受ける住民税非課税世帯に対し、支援金の給付を行う。

(1) 歳出

1【福祉総務課】 **住民税非課税世帯支援給付金事業** **473,400**

住民税非課税世帯に対し、支援金を給付する。

金額：1世帯当たり3万円

当該世帯において扶養されている18歳以下の児童がいる場合、1人当たり2万円加算

(2) 歳入 **473,400**
 国庫支出金 473,400

議案第 151 号

伊勢市職員給与条例等の一部改正について

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 12 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「第28条第2項」を「以下この項及び第28条第2項」に改め、「100分の102.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「100分の58.75」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と」を加える。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の58.75)」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一般職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
前	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
再	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
任	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
用	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
短	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
時	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
間	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
勤	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
務	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
職	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
員	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
以	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
外	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
の	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
職	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
員	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200

26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200	462, 500
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	

52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	

78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			

	104		302, 500	351, 000					
	105		302, 700	351, 500					
	106		303, 000	351, 900					
	107		303, 300	352, 300					
	108		303, 600	352, 700					
	109		303, 800	353, 200					
	110		304, 200	353, 600					
	111		304, 600	353, 900					
	112		304, 900	354, 200					
	113		305, 100	354, 700					
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
年		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
前		円	円	円	円	円	円	円	円

再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員								
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を「100分の60」に改

める。

（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表1の項中「380,000円」を「392,000円」に改め、同表2の項中「427,000円」を「440,000円」に改め、同表3の項中「477,000円」を「492,000円」に改め、同表4の項中「539,000円」を「555,000円」に改め、同表5の項中「615,000円」を「634,000円」に改め、同表6の項中「718,000円」を「740,000円」に改め、同表7の項中「839,000円」を「864,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の170」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とを加える。

第10条第1項の表1の項中「188,700円」を「192,000円」に改め、同表2の項中「216,200円」を「219,500円」に改め、同表3の項中「256,200円」を「260,000円」に改め、同表4の項中「275,600円」を「279,700円」に改め、同表5の項中「290,700円」を「294,900円」に改め、同表6の項中「316,200円」を「320,600円」に改め、同表7の項中「358,000円」を「362,700円」に改め、同表8の項中「391,200円」を「396,200円」に改める。

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市

条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第8条の2第1項中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

第15条第1項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第15条の2第1項中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400

11	197, 800	244, 800
12	199, 400	246, 200
13	201, 000	247, 400
14	202, 700	248, 600
15	204, 400	249, 800
16	206, 100	251, 000
17	207, 400	252, 100
18	209, 000	253, 200
19	210, 600	254, 300
20	212, 100	255, 400
21	213, 600	256, 400
22	215, 200	257, 400
23	216, 800	258, 400
24	218, 400	259, 400
25	220, 000	260, 400
26	221, 700	261, 300
27	223, 000	262, 200
28	224, 300	263, 100
29	225, 600	263, 900
30	226, 700	264, 700
31	227, 800	265, 500
32	228, 900	266, 300
33	230, 000	267, 000
34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300

37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400

63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700

89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700
96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400
101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700
106		303,000
107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300

115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の170」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第7条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第8条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の225」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第9条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の225」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第11条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の225」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第13条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（伊勢市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第8条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第10条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定及び第12条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与、第6条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第8条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第10条の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第12条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（説 明）

これは、人事院勧告に準じ、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに議員等の期末手当の支給割合を改めるため、

関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市職員給与条例（第1条関係）

改正後	改正前
第1条 略 (給料表) 第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。 第3条～第24条 略 (期末手当) 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の122.5(その職務の級が7級以上である職員(以下この項及び第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の102.5)、<u>12月に支給する場合</u>には100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。 4～6 略 第26条・第27条 略 (勤勉手当) 第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前にお	第1条 略 (給料表) 第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。 第3条～第24条 略 (期末手当) 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(その職務の級が7級以上である職員(第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。 4～6 略 第26条・第27条 略 (勤勉手当) 第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前にお

ける直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75(特定管理職員にあっては、100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定管理職員にあっては、100分の61.25)</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 第29条～第40条 略 別表第1(第2条関係) 別紙1 別表第2 略	ける直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定管理職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額 3～5 略 第29条～第40条 略 別表第1(第2条関係) 別紙2 別表第2 略
---	---

伊勢市職員給与条例（第2条関係）

改正後	改正前
第1条～第24条 略 (期末手当)	第1条～第24条 略 (期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(その職務の級が7級以上である職員(第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

第26条・第27条 略

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5(その職務の級が7級以上である職員(以下この項及び第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては、100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定管理職員にあつては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

第26条・第27条 略

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命

権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 略 第29条～第40条 略	権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の51.25</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 略 第29条～第40条 略
---	---

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）

改正後	改正前																												
第1条～第7条 略 (特定任期付職員の給与の特例) 第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>392,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>440,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>492,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>555,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>634,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>740,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円	6	740,000円	第1条～第7条 略 (特定任期付職員の給与の特例) 第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>427,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>477,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>539,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>615,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>718,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	380,000円	2	427,000円	3	477,000円	4	539,000円	5	615,000円	6	718,000円
号給	給料月額																												
1	392,000円																												
2	440,000円																												
3	492,000円																												
4	555,000円																												
5	634,000円																												
6	740,000円																												
号給	給料月額																												
1	380,000円																												
2	427,000円																												
3	477,000円																												
4	539,000円																												
5	615,000円																												
6	718,000円																												

7	864,000円	7	839,000円		
2～5 略		2～5 略			
(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)		(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)			
第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)		第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)			
第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。		第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。			
2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。)第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。		2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。)第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。			
(特定業務等従事任期付職員の給与の特例)		(特定業務等従事任期付職員の給与の特例)			
第10条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第4条任期付職員」という。)及び第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(以下これらを「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第10条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第4条任期付職員」という。)及び第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(以下これらを「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。			
級	給料月額		級	給料月額	
	第4条任期付職員	任期付短時間勤務職員		第4条任期付職員	任期付短時間勤務職員
1	192,000円	第3項の規定により算定した額	1	188,700円	第3項の規定により算定した額
2	219,500円		2	216,200円	
3	260,000円		3	256,200円	
4	279,700円		4	275,600円	
5	294,900円		5	290,700円	
6	320,600円		6	316,200円	
7	362,700円		7	358,000円	
8	396,200円		8	391,200円	

2・3 略 第11条・第12条 略	2・3 略 第11条・第12条 略
----------------------	----------------------

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）

改正後	改正前
第1条～第8条 略 （特定任期付職員の給与条例の適用除外等） 第9条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。）第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。）第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 第10条～第12条 略	第1条～第8条 略 （特定任期付職員の給与条例の適用除外等） 第9条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。）第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。）第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 第10条～第12条 略

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（第5条関係）

改正後	改正前
第1章 総則 第1条・第2条 略 第2章 フルタイム会計年度任用職員（給料表） 第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。 第4条～第7条 略 （期末手当） 第8条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年	第1章 総則 第1条・第2条 略 第2章 フルタイム会計年度任用職員（給料表） 第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。 第4条～第7条 略 （期末手当） 第8条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年

度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」と読み替えるものとする。 2～4 略 (勤勉手当) 第8条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と読み替えるものとする。 2 略 第9条・第10条 略 第3章 パートタイム会計年度任用職員 第11条 略 (基本報酬) 第12条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額(当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額をいう。以下同じ。)に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数	度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」と読み替えるものとする。 2～4 略 (勤勉手当) 第8条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項第1号中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の48.75</u>」と読み替えるものとする。 2 略 第9条・第10条 略 第3章 パートタイム会計年度任用職員 第11条 略 (基本報酬) 第12条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額(当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額をいう。以下同じ。)に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数
--	--

を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を155で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第13条・第14条 略
(期末手当)

第15条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、同条第4項中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額(基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額)」と読み替えるものとする。

2～4 略
(勤勉手当)

第15条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の50」と、同条第3項中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地

を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を155で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第13条・第14条 略
(期末手当)

第15条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、同条第4項中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額(基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額)」と読み替えるものとする。

2～4 略
(勤勉手当)

第15条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、同条第3項中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する

域手当に相当する報酬の月額合計額(基本報酬を月額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額)」と読み替えるものとする。			地域手当に相当する報酬の月額合計額(基本報酬を月額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額)」と読み替えるものとする。		
2 略			2 略		
第16条～第19条 略			第16条～第19条 略		
第4章 補則			第4章 補則		
第20条～第25条 略			第20条～第25条 略		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円		円	円
1	183,500	230,000	1	162,100	208,000
2	184,600	231,500	2	163,200	209,700
3	185,800	233,000	3	164,400	211,400
4	186,900	234,500	4	165,500	212,900
5	188,000	236,000	5	166,600	214,400
6	189,700	237,500	6	167,700	216,200
7	191,300	239,000	7	168,800	217,900
8	192,900	240,500	8	169,900	219,600
9	194,500	242,000	9	170,900	221,100
10	196,200	243,400	10	172,300	222,600
11	197,800	244,800	11	173,600	224,100
12	199,400	246,200	12	174,900	225,600
13	201,000	247,400	13	176,100	226,800
14	202,700	248,600	14	177,600	228,200
15	204,400	249,800	15	179,100	229,600
16	206,100	251,000	16	180,700	231,000
17	207,400	252,100	17	181,800	232,400
18	209,000	253,200	18	183,200	234,000
19	210,600	254,300	19	184,600	235,500
20	212,100	255,400	20	186,000	236,900
21	213,600	256,400	21	187,300	238,100
22	215,200	257,400	22	189,600	239,700
23	216,800	258,400	23	191,800	241,200
24	218,400	259,400	24	194,000	242,600
25	220,000	260,400	25	196,200	243,600
26	221,700	261,300	26	197,900	245,100
27	223,000	262,200	27	199,400	246,400
28	224,300	263,100	28	200,900	247,600
29	225,600	263,900	29	202,400	248,700
30	226,700	264,700	30	203,800	249,700

<u>31</u>	<u>227, 800</u>	<u>265, 500</u>	<u>31</u>	<u>205, 200</u>	<u>250, 600</u>
<u>32</u>	<u>228, 900</u>	<u>266, 300</u>	<u>32</u>	<u>206, 600</u>	<u>251, 500</u>
<u>33</u>	<u>230, 000</u>	<u>267, 000</u>	<u>33</u>	<u>208, 000</u>	<u>252, 400</u>
<u>34</u>	<u>231, 100</u>	<u>267, 800</u>	<u>34</u>	<u>209, 300</u>	<u>253, 300</u>
<u>35</u>	<u>232, 200</u>	<u>268, 600</u>	<u>35</u>	<u>210, 600</u>	<u>254, 100</u>
<u>36</u>	<u>233, 300</u>	<u>269, 300</u>	<u>36</u>	<u>211, 900</u>	<u>254, 900</u>
<u>37</u>	<u>234, 400</u>	<u>270, 000</u>	<u>37</u>	<u>213, 200</u>	<u>255, 600</u>
<u>38</u>	<u>235, 400</u>	<u>270, 800</u>	<u>38</u>	<u>214, 400</u>	<u>256, 700</u>
<u>39</u>	<u>236, 400</u>	<u>271, 600</u>	<u>39</u>	<u>215, 600</u>	<u>257, 900</u>
<u>40</u>	<u>237, 300</u>	<u>272, 300</u>	<u>40</u>	<u>216, 700</u>	<u>259, 000</u>
<u>41</u>	<u>238, 200</u>	<u>273, 000</u>	<u>41</u>	<u>217, 800</u>	<u>260, 200</u>
<u>42</u>	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>	<u>42</u>	<u>218, 900</u>	<u>261, 400</u>
<u>43</u>	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>	<u>43</u>	<u>219, 900</u>	<u>262, 500</u>
<u>44</u>	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>	<u>44</u>	<u>220, 900</u>	<u>263, 600</u>
<u>45</u>	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>	<u>45</u>	<u>221, 800</u>	<u>264, 700</u>
<u>46</u>	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>	<u>46</u>	<u>222, 700</u>	<u>265, 800</u>
<u>47</u>	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>	<u>47</u>	<u>223, 600</u>	<u>266, 900</u>
<u>48</u>	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>	<u>48</u>	<u>224, 500</u>	<u>267, 900</u>
<u>49</u>	<u>243, 800</u>	<u>278, 800</u>	<u>49</u>	<u>225, 400</u>	<u>268, 900</u>
<u>50</u>	<u>244, 400</u>	<u>279, 500</u>	<u>50</u>	<u>226, 300</u>	<u>269, 900</u>
<u>51</u>	<u>245, 000</u>	<u>280, 200</u>	<u>51</u>	<u>227, 200</u>	<u>270, 900</u>
<u>52</u>	<u>245, 500</u>	<u>280, 900</u>	<u>52</u>	<u>228, 100</u>	<u>271, 800</u>
<u>53</u>	<u>246, 000</u>	<u>281, 500</u>	<u>53</u>	<u>228, 900</u>	<u>272, 700</u>
<u>54</u>	<u>246, 400</u>	<u>282, 200</u>	<u>54</u>	<u>229, 800</u>	<u>273, 600</u>
<u>55</u>	<u>246, 700</u>	<u>282, 800</u>	<u>55</u>	<u>230, 700</u>	<u>274, 500</u>
<u>56</u>	<u>247, 000</u>	<u>283, 500</u>	<u>56</u>	<u>231, 500</u>	<u>275, 400</u>
<u>57</u>	<u>247, 300</u>	<u>284, 100</u>	<u>57</u>	<u>231, 800</u>	<u>276, 300</u>
<u>58</u>	<u>247, 600</u>	<u>284, 800</u>	<u>58</u>	<u>232, 600</u>	<u>277, 200</u>
<u>59</u>	<u>247, 900</u>	<u>285, 400</u>	<u>59</u>	<u>233, 300</u>	<u>278, 100</u>
<u>60</u>	<u>248, 200</u>	<u>286, 100</u>	<u>60</u>	<u>233, 900</u>	<u>279, 000</u>
<u>61</u>	<u>248, 500</u>	<u>286, 700</u>	<u>61</u>	<u>234, 500</u>	<u>280, 000</u>
<u>62</u>	<u>248, 800</u>	<u>287, 400</u>	<u>62</u>	<u>235, 200</u>	<u>281, 000</u>
<u>63</u>	<u>249, 100</u>	<u>288, 000</u>	<u>63</u>	<u>235, 800</u>	<u>281, 900</u>
<u>64</u>	<u>249, 400</u>	<u>288, 500</u>	<u>64</u>	<u>236, 300</u>	<u>282, 800</u>
<u>65</u>	<u>249, 700</u>	<u>289, 000</u>	<u>65</u>	<u>236, 800</u>	<u>283, 300</u>
<u>66</u>	<u>250, 000</u>	<u>289, 600</u>	<u>66</u>	<u>237, 300</u>	<u>284, 000</u>
<u>67</u>	<u>250, 300</u>	<u>290, 100</u>	<u>67</u>	<u>237, 800</u>	<u>284, 700</u>
<u>68</u>	<u>250, 600</u>	<u>290, 700</u>	<u>68</u>	<u>238, 400</u>	<u>285, 600</u>
<u>69</u>	<u>250, 900</u>	<u>291, 200</u>	<u>69</u>	<u>238, 900</u>	<u>286, 600</u>
<u>70</u>	<u>251, 200</u>	<u>291, 700</u>	<u>70</u>	<u>239, 400</u>	<u>287, 400</u>
<u>71</u>	<u>251, 500</u>	<u>292, 300</u>	<u>71</u>	<u>239, 900</u>	<u>288, 200</u>
<u>72</u>	<u>251, 800</u>	<u>292, 900</u>	<u>72</u>	<u>240, 400</u>	<u>289, 000</u>
<u>73</u>	<u>252, 100</u>	<u>293, 400</u>	<u>73</u>	<u>240, 900</u>	<u>289, 700</u>
<u>74</u>	<u>252, 400</u>	<u>293, 900</u>	<u>74</u>	<u>241, 400</u>	<u>290, 200</u>
<u>75</u>	<u>252, 700</u>	<u>294, 300</u>	<u>75</u>	<u>241, 800</u>	<u>290, 600</u>
<u>76</u>	<u>253, 000</u>	<u>294, 600</u>	<u>76</u>	<u>242, 300</u>	<u>291, 000</u>

<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>77</u>	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>
<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>78</u>	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>
<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>79</u>	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>
<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>80</u>	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>
<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>81</u>	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>
<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>82</u>	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>
<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>83</u>	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>
<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>84</u>	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>
<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>85</u>	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>
<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>86</u>	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>
<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>87</u>	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>88</u>	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>
<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>89</u>	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>90</u>	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>
<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>91</u>	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>92</u>	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>93</u>	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>
<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>94</u>		<u>295,900</u>
<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>95</u>		<u>296,200</u>
<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>96</u>		<u>296,600</u>
<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>97</u>		<u>296,800</u>
<u>98</u>		<u>300,600</u>	<u>98</u>		<u>297,100</u>
<u>99</u>		<u>301,000</u>	<u>99</u>		<u>297,500</u>
<u>100</u>		<u>301,400</u>	<u>100</u>		<u>297,900</u>
<u>101</u>		<u>301,600</u>	<u>101</u>		<u>298,100</u>
<u>102</u>		<u>301,900</u>	<u>102</u>		<u>298,400</u>
<u>103</u>		<u>302,200</u>	<u>103</u>		<u>298,800</u>
<u>104</u>		<u>302,500</u>	<u>104</u>		<u>299,100</u>
<u>105</u>		<u>302,700</u>	<u>105</u>		<u>299,300</u>
<u>106</u>		<u>303,000</u>	<u>106</u>		<u>299,600</u>
<u>107</u>		<u>303,300</u>	<u>107</u>		<u>300,000</u>
<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>108</u>		<u>300,300</u>
<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>109</u>		<u>300,500</u>
<u>110</u>		<u>304,200</u>	<u>110</u>		<u>300,900</u>
<u>111</u>		<u>304,600</u>	<u>111</u>		<u>301,300</u>
<u>112</u>		<u>304,900</u>	<u>112</u>		<u>301,600</u>
<u>113</u>		<u>305,100</u>	<u>113</u>		<u>301,800</u>
<u>114</u>		<u>305,300</u>	<u>114</u>		<u>302,000</u>
<u>115</u>		<u>305,600</u>	<u>115</u>		<u>302,300</u>
<u>116</u>		<u>306,000</u>	<u>116</u>		<u>302,700</u>
<u>117</u>		<u>306,200</u>	<u>117</u>		<u>302,900</u>
<u>118</u>		<u>306,400</u>	<u>118</u>		<u>303,100</u>
<u>119</u>		<u>306,700</u>	<u>119</u>		<u>303,400</u>
<u>120</u>		<u>307,000</u>	<u>120</u>		<u>303,700</u>
<u>121</u>		<u>307,400</u>	<u>121</u>		<u>304,100</u>
<u>122</u>		<u>307,600</u>	<u>122</u>		<u>304,300</u>

<u>123</u>		<u>307,900</u>	<u>123</u>		<u>304,600</u>
<u>124</u>		<u>308,200</u>	<u>124</u>		<u>304,900</u>
<u>125</u>		<u>308,500</u>	<u>125</u>		<u>305,200</u>
別表第2 略			別表第2 略		

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第6条関係）

改正後	改正前
第1条～第5条 略 (期末手当) 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の170、<u>12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議会の議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略 第7条 略	第1条～第5条 略 (期末手当) 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議会の議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略 第7条 略

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第7条関係）

改正後	改正前
第1条～第5条 略 (期末手当)	第1条～第5条 略 (期末手当)

第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日 に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議会の議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略 第7条 略	第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日 に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議会の議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略 第7条 略
---	--

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第8条関係）

改正後	改正前
第1条・第2条 略 (期末手当) 第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。 第4条～第6条 略	第1条・第2条 略 (期末手当) 第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額とする。 第4条～第6条 略

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第9条関係）

改正後	改正前
第1条・第2条 略 (期末手当)	第1条・第2条 略 (期末手当)
第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。	第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。
2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u> を乗じて得た額とする。
第4条～第6条 略	第4条～第6条 略

伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（第10条関係）

改正後	改正前
第1条・第2条 略 (通勤手当及び期末手当)	第1条・第2条 略 (通勤手当及び期末手当)
第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。	第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。
2 略	2 略
3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u> を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額とする。
第4条～第8条 略	第4条～第8条 略

伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（第11条関係）

改正後	改正前
第1条・第2条 略 (通勤手当及び期末手当)	第1条・第2条 略 (通勤手当及び期末手当)
第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。	第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。
2 略	2 略
3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u> を乗じて得た額とする。
第4条～第8条 略	第4条～第8条 略

伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（第12条関係）

改正後	改正前
第1条～第3条 略 （手当の額） 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。 第5条～第7条 略	第1条～第3条 略 （手当の額） 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の225を乗じて得た額とする。 第5条～第7条 略

伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（第13条関係）

改正後	改正前
第1条～第3条 略 （手当の額） 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。 第5条～第7条 略	第1条～第3条 略 （手当の額） 第4条 略 2 略 3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。 第5条～第7条 略

別表第 1 (第 2 条関係)
一般職給料表

改正後

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	

51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				

	<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>					
	<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>					
	<u>110</u>		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>					
	<u>111</u>		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>					
	<u>112</u>		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>					
	<u>113</u>		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>					
	<u>114</u>		<u>305,300</u>						
	<u>115</u>		<u>305,600</u>						
	<u>116</u>		<u>306,000</u>						
	<u>117</u>		<u>306,200</u>						
	<u>118</u>		<u>306,400</u>						
	<u>119</u>		<u>306,700</u>						
	<u>120</u>		<u>307,000</u>						
	<u>121</u>		<u>307,400</u>						
	<u>122</u>		<u>307,600</u>						
	<u>123</u>		<u>307,900</u>						
	<u>124</u>		<u>308,200</u>						
	<u>125</u>		<u>308,500</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>

別表第 1 (第 2 条関係)
一般職給料表

改正前

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	

51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300		
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600		
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800		
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000		
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300		
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600		
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800		
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000		
94		295, 900	343, 600				
95		296, 200	344, 100				
96		296, 600	344, 500				
97		296, 800	344, 700				
98		297, 100	345, 100				
99		297, 500	345, 500				
100		297, 900	345, 800				
101		298, 100	346, 100				
102		298, 400	346, 500				
103		298, 800	346, 900				
104		299, 100	347, 300				
105		299, 300	347, 800				
106		299, 600	348, 200				
107		300, 000	348, 600				

	<u>108</u>		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>					
	<u>109</u>		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>					
	<u>110</u>		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>					
	<u>111</u>		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>					
	<u>112</u>		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>					
	<u>113</u>		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>					
	<u>114</u>		<u>302,000</u>						
	<u>115</u>		<u>302,300</u>						
	<u>116</u>		<u>302,700</u>						
	<u>117</u>		<u>302,900</u>						
	<u>118</u>		<u>303,100</u>						
	<u>119</u>		<u>303,400</u>						
	<u>120</u>		<u>303,700</u>						
	<u>121</u>		<u>304,100</u>						
	<u>122</u>		<u>304,300</u>						
	<u>123</u>		<u>304,600</u>						
	<u>124</u>		<u>304,900</u>						
	<u>125</u>		<u>305,200</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>	<u>391,200</u>